

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		3,137	229,548,583
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		76	2,193,724
債 務 控 除 額		1,668	22,975,249
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		351	1,715,833
課 税 価 格		3,149	210,482,891
相 続 税 額	算 出 税 額	3,105	31,517,303
	2 割 加 算 額	174	569,636
	計	3,105	32,086,939
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	130	126,396
	配 偶 者	564	7,434,011
	未 成 年 者	35	8,875
	障 害 者	35	39,649
	相 次 相 続	110	90,761
	外 国 税 額	-	-
	計	827	7,699,692
差 引 税 額		2,690	24,387,247
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		27	157,910
小 計		2,685	24,229,337
納 税 猶 予 額		28	422,677
納 付 税 額		2,679	23,847,085
還 付 税 額		14	40,426
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,026	86,962,300

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 14 年分	3,068	192,806,284	27,641,006	9,379,702	2,640	17,215,347	978
平成 15 年分	3,402	214,142,450	29,997,492	9,889,088	2,942	19,368,344	1,054
平成 16 年分	3,059	187,486,376	22,325,549	7,159,586	2,606	14,398,795	997
平成 17 年分	3,252	199,525,378	24,958,601	8,552,172	2,750	15,680,149	1,061
平成 18 年分	3,149	210,482,891	32,086,939	7,699,692	2,679	23,847,085	1,026

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	315	17,597,018	265	1,085,838	100
熊本東	342	28,460,040	306	4,002,773	114
八代	96	5,382,586	75	343,926	30
人吉	28	1,071,930	25	20,450	8
玉名	61	3,619,322	54	204,101	20
天草	35	2,663,511	30	259,486	13
山鹿	33	1,963,058	27	105,790	12
菊池	60	4,031,937	54	312,232	20
宇土	49	2,734,228	43	181,916	16
阿蘇	10	425,028	9	15,090	4
熊本県計	1,029	67,948,658	888	6,531,602	337
大分	453	27,109,474	378	2,198,614	147
別府	142	19,894,762	119	6,874,587	52
中津	31	2,542,875	27	267,046	12
日田	64	4,205,331	53	383,310	19
佐伯	40	2,189,649	35	102,870	15
臼杵	27	1,375,564	21	31,335	10
竹田	10	594,289	10	31,787	4
宇佐	28	3,548,916	25	789,129	9
三重	13	805,255	12	32,415	6
大分県計	808	62,266,115	680	10,711,093	274
宮崎	249	16,077,785	209	1,183,472	84
都城	85	5,262,485	71	529,945	26
延岡	140	7,001,637	114	310,376	41
日南	25	1,075,021	18	28,304	10
小林	30	1,605,758	24	128,493	9
高鍋	14	572,188	12	6,540	6
宮崎県計	543	31,594,874	448	2,187,130	176
鹿児島	456	24,858,661	388	1,778,891	140
川内	38	1,672,032	34	94,131	12
鹿屋	39	2,573,537	33	199,511	11
大島	39	2,350,898	36	198,715	10
出水	36	5,001,788	33	846,822	10
指宿	22	2,550,118	20	398,705	9
種子島	3	289,839	2	x	2
知覧	20	1,262,893	17	86,424	8
伊集院	14	1,102,786	12	74,693	6
加治木	92	6,544,394	81	729,080	28
大隅	10	466,298	7	x	3
鹿児島県計	769	48,673,244	663	4,417,261	239
総計	3,149	210,482,891	2,679	23,847,085	1,026

(注) この表は、「(1) 課税状況」及び「(4) 申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 3,148	千円 209,925,372	人 2,680	千円 23,868,488	人 1,021	
	修正申告による増差額	43	924,775	61	73,387	35	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	50	367,256	64	94,791	22	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 3,149	210,482,891	実 2,679	23,847,085	実 1,026	
過 年 分	申 告 額	135	4,222,638	122	257,908	49	
	修正申告による増差額	900	8,812,097	1,195	1,677,200	447	
	更正による増差額	4	395,749	12	75,717	5	
	更正等による減差額	143	2,768,165	164	819,890	83	
	決 定 額	7	43,282	7	1,189	2	
	計	実 1,055	10,705,601	実 1,318	1,192,125	実 457	
合 計	申 告 額	3,283	214,148,010	2,802	24,126,396	1,070	
	修正申告による増差額	943	9,736,872	1,256	1,750,587	482	
	更正による増差額	4	395,749	12	75,717	5	
	更正等による減差額	193	3,135,421	228	914,680	105	
	決 定 額	7	43,282	7	1,189	2	
	計	実 4,204	221,188,492	実 3,997	25,039,209	実 1,483	

調査対象等： 「本年分」は、平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成17年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年11月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、平成16年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	11 人	2,743 千円	16 人	1,054 千円	3 人	956 千円
過 年 分	831	97,053	85	15,700	69	48,294
合 計	842	99,796	101	16,753	72	49,250

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	220	18,490,458	335,689	77,283	253,680	534
1億円超	537	74,771,455	848,311	739,521	2,579,012	1,883
2"	131	31,743,514	344,451	259,138	2,110,789	527
3"	84	31,517,607	59,772	142,080	3,695,846	328
5"	30	17,348,639	39,366	148,522	2,882,526	129
7"	9	7,274,728	484,815	270,702	1,266,951	44
10"	6	7,776,023	81,320	49,970	1,844,750	22
20"	3	8,566,633	-	20,617	2,818,848	13
30"	-	-	-	-	-	-
50"	-	-	-	-	-	-
70"	-	-	-	-	-	-
100"	1	12,436,315	-	-	6,416,087	4
合計	1,021	209,925,372	2,193,724	1,707,833	23,868,488	3,484

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	1	43	72	69	35	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	26	81	164	160	76	18	7	1	2	-	-
2 "	-	2	10	43	38	22	9	3	-	1	-	3
3 "	1	2	8	22	29	12	3	6	1	-	-	-
5 "	-	1	2	9	9	4	-	-	4	1	-	-
7 "	-	-	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-
10 "	-	-	1	2	2	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	74	175	310	278	117	32	17	7	4	-	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	311	7,056,988
	畑（ ” ）	383	10,431,301
	宅地（借地権を含む。）	964	69,331,820
	山林	349	1,110,832
	その他の土地	314	6,924,743
	計	976	94,855,685
家屋、構築物		905	13,486,185
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	123	289,155
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	29	301,795
	売掛金	46	200,008
	その他の財産	83	867,526
	計	177	1,658,484
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	236	23,053,644
	同上以外の株式及び出資	530	14,133,056
	公債及び社債	228	4,517,213
	投資・貸付信託受益証券	215	4,385,966
	計	717	46,089,879
現金、預貯金等		1,015	41,415,092
家庭用財産		773	581,165
その他の財産	生命保険金等	231	10,686,716
	退職金及び功労金等	104	6,621,020
	立木	136	215,290
	その他	876	13,355,330
	計	908	30,878,356
合計		1,020	228,964,846
相続時精算課税適用財産価額		49	2,193,724
債務		915	20,669,543
葬式費用		994	2,271,488
計		1,013	22,941,031
差引純資産価額		1,020	208,217,539
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		187	1,707,833
課税価格		1,021	209,925,372

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。